

西谷浄水場再整備事業（浄水処理施設）に係る整備工事

の契約に関する特約条項（案）

（総則）

第1条 この契約における用語の定義は、工事請負契約約款（設計・施工一括）（以下「約款」という。）及び本特約条項本文（別紙を含む。以下同じ。）中に定義される用語を除き、次の定義に従う。また、この条、約款及び本特約条項本文中に定義されない用語で要求水準書に定義される用語は要求水準書の定義に従う。

- (1) 要求水準書とは、本件入札において発注者が公表した西谷浄水場再整備事業（浄水処理施設）に係る整備工事の要求水準書及びこれに対する質問回答書をいう。
- (2) 技術資料とは、請負人が令和 年 月 日付けで提出した本工事に係る提案書類一式及び当該提案書類の説明又は補足として請負人がこの契約締結日までに発注者に提出したその他一切の文書をいう。
- (3) 技術評価点とは、入札者が提出した技術提案等に関する資料を（仮称）西谷浄水場再整備事業（浄水処理施設）に係る整備工事の設計・施工一括型総合評価落札方式実施要領書（以下「実施要領書」という。）に基づいて評価した値をいう。
- (4) 評価値とは、実施要領書に基づいて算出した、落札者決定の判断基準となる値をいう。
- (5) 法令等とは、要求水準書第1の2(8)ア及びイに記載する法令、横浜市の条例等及び新たに制定された本工事に影響を及ぼす法令、横浜市の条例等をいう。
- (6) 要綱等とは、要求水準書第1の2(8)ウ及びエに記載する要綱、指針、仕様書等及び新たに制定された本工事に影響を及ぼす要綱、指針、仕様書等をいう。

（設計図書）

第2条 約款第1条第2項第1号及び第2号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 設計図書とは、別冊の要求水準書、技術資料及び設計成果物をいう。
 - (2) 設計図書（設計成果物を除く。）とは、別冊の要求水準書及び技術資料をいう。
- 2 技術資料の記載内容のうち、要求水準書の定める基準及び要求水準等を超える部分については、技術資料の記載内容を優先するものとする。

（調査基準価格を下回る金額での契約）

第3条 この条は、本件入札において調査基準価格を下回る金額で契約する場合にのみ適用する。

- 2 調査基準価格を下回る金額での契約に関する特約条項（設計・施工一括）（工事請負契約関係）第4条中「横浜市請負工事検査事務取扱要綱第8条第2項各号」とあるのは「横浜市水道局請負工事検査事務取扱要綱第11条」と読み替える。

（契約の保証の更新）

第4条 請負人は、約款第5条に規定する契約の保証について、単年度又は複数年度単位で更新することができる。

- 2 前項の規定に基づく契約の保証を更新する場合の保証金額及び保険金額は、請負代金額から部分引渡しに伴い前会計年度までに支払済みである指定部分に相応する請負代金を控除した額の10分の1以上としなければならない。
- 3 請負人は、第1項の規定により保証契約を更新したときには、更新後の保証証書を発注者に速やかに提出しなければならない。
- 4 発注者は、請負人が契約保証金を納付していた場合において、納付済みの契約保証金の額と第2項の規定を準用して算出した契約保証金の額との間に差額が生じたときには、当該差額を請負人に返還するものとする。

（技術提案等に基づく施工）

第5条 請負人は、技術提案等に基づき施工するものとし、技術提案等に係る設計変更等は原則として行わないものとする。

(法令等、要綱等の適用基準日)

第6条 発注者及び請負人は、法令等、要綱等について詳細設計に着手する日における最新のものを適用しなければならない。ただし、別途法令等に定めるものについては、その限りでない。

2 前項の規定の適用に関し、最新の法令等、要綱等の適用に関し疑義が生じた場合は、その適用について発注者及び請負人が協議し決定するものとする。

(詳細設計着手日の通知)

第7条 請負人は、詳細設計に着手する日を発注者にあらかじめ通知しなければならない。

(法令等、要綱等の改正等に伴う費用負担)

第8条 発注者は、入札日以降において法令等が制定、改正又は廃止された場合、第6条の規定に基づき法令等を適用するにより生じた費用を負担するものとする。

2 請負人は、入札日以降において要綱等が制定、改正又は廃止された場合、第6条の規定に基づき要綱等を適用することにより生じた費用を負担するものとする。

3 発注者は、請負人が詳細設計に着手した後に法令等、要綱等が制定、改正又は廃止された場合において、これに基づく設計の変更を指示した場合、その指示により生じた費用を負担するものとする。

(技術革新等に伴う代替技術、請負代金額の変更等の協議)

第9条 発注者及び請負人は、本工事の契約締結日以降における要求水準書及び技術提案の履行に関し、契約締結時に提案された技術が技術革新等に伴い最新のものでなくなった場合等については、代替技術、請負代金額の変更等について協議し決定するものとする。

(監理技術者等の途中交代)

第10条 請負人は、工期の途中で約款第11条第5項に規定する監理技術者等を変更する場合、発注者と協議の上、当該監理技術者等と同一の要件を満たす者を配置しなければならない。

(税制度の新設・変更)

第11条 既存の租税税率の変更又は新たな税が設置され、この契約の実施に係る費用が増加すると認められるときは、消費税等率に変動が生じた場合を除き、請負人が当該増加費用を負担する。

2 消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正等によって消費税等率に変動が生じた場合は、相当額を加減したものを請負代金額とする。ただし、国が定める経過措置等が適用され、消費税等率に変動が生じない場合には、当該経過措置等の取扱いに従うものとする。

(約款第26条の取扱い等)

第12条 発注者及び請負人は、約款第26条に基づく賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更に当たっては、本工事の契約締結後、変更時期に適用する単価等について、基準とする金額、基準日その他必要な事項を協議し、決定するものとする。

2 約款第26条第2項において「変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）」とあるのは「変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額及び部分引渡しに伴い支払済みである指定部分に相応する請負代金を控除した額をいう。以下この条において同じ。）」と読み替える。

(検査の基準)

第13条 発注者は、約款第32条第2項及び中間技術検査に関する特記仕様書に基づく検査を実施

する場合、検査実施時点における最新の横浜市工事成績評定基準を適用するものとする。

(工事实績)

第14条 請負人は、本工事の契約締結後、発注者と協議し決定した部分引渡し対象施設ごとに水道工事標準仕様書に規定する工事实績情報サービス（コリンズ）に登録できるものとする。

2 請負人は、本工事の契約締結後、設計に関わる業務について発注者と協議し決定した部分引渡し対象業務ごとに業務実績情報システム（テクリス）に登録できるものとする。

(違約金)

第15条 請負人は、請負人の責に帰すべき事由により技術提案等が達成されなかった場合、発注者の指定する期間内に違約金を支払わなければならない。

2 前項の場合、請負人が履行した内容に基づく技術評価点を再度算出した後、評価値が落札決定時と同一になるよう価格を再計算し、当該価格と入札価格の差額に、取引に係る消費税及び地方消費税相当額を加えた額を違約金の額とする。

3 前2項及び約款第44条の2第3項に定める違約金は違約罰であって、約款第51条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(部分引渡しに伴う違約金の控除)

第16条 請負人が発注者に対して部分引渡しを行った場合、約款第51条第2項において「請負代金額」とあるのは「請負代金額から部分引渡しに伴い支払済みである指定部分に相応する請負代金を控除した額」と読み替える。

(国庫補助金等の交付対象施設に係る請負代金の支払)

第17条 交付対象施設に係る請負代金の支払については、請負代金の支払に関する特約条項(横浜市水道局公共工事の前払金に関する規程第12条第1項関係)(設計・施工一括)(工事請負契約関係)第3条中「10分の9」とあるのは「10分の10」と読み替える。